

総務委員会記録

日 時	令和4年6月17日（金） 午後 1時00分～午後 1時43分 午後 1時55分～午後 3時09分
場 所	第2・第3委員会室（一部オンライン出席あり）
出席委員	◎阿比留義顯 ○村越 誠 石井 昭一 内田 博紀 ※大橋 昌信 ※上橋 泉 ※佐藤 浩 ※田中 晋 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（加藤雅美） 危機管理部長（國井 潔） 総務部長（飯田晃一） 資産管理課長（山岡康宏） 企画部長（小島利夫） 共生・交流推進センター所長（仁尾順一） 財政部長（中山浩二） 次長兼市民税課長（小宮山 勉） 債権管理課長（田崎喜一） 収納課長（渡辺澄江） 資産税課長（橋爪良洋） その他関係職員

※オンライン会議システムによる出席

午後 1 時開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。

また、議案等の資料を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第2・第3委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう御協力いただいております。

さらに、各部署におきましても、新型コロナウイルスの対応に尽力していただいているところがございます。この点を考慮し、質疑につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくようお願いいたします。なお、1時間に10分程度をめどに換気休憩を取る計画で進めたいと思います。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第1号、専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第2号、柏市税条例等の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 こんにちは。よろしくようお願いいたします。それでは、議題となりました議案第1区分に対して質疑を行います。議案第1号は、専決処分によって市税条例、都市計画税条例を改正したもので、議案第2号については柏市税条例等の一部を改

正する条例でございますけれども、この2つの条例で、合わせまして各項目が出ているかと思うんですが、増税となるものと税制優遇措置が加えられるものと、それから減税となるもののがあれば、その仕分してちょっとお示してください。議案第1号、2号、併せてお願いします。

○資産税課長 議案第1号の専決処分につきましては固定資産税です。減収額が、私どものほうでは9,700万円。ということは、市民の方の御負担が増える、その分増えているというふうに認識しております。土地の固定資産の税制改正は以上です。

○次長兼市民税課長 議案の第2号、ちょっと区分難しいんですが、増税と言えは増税になるかと思えます。具体的に申し上げます。令和3年以前に適用だった方は、その制度がそのまま引きずられて、新しい制度に該当しませんので、特に増税、減税ということはないんですが、新しい制度、この制度で控除率が下がって、控除可能額が減額になりますので、そういう意味では増税になる改正というふうに考えております。

それから、株式のほうも同様です。これまで自分に有利な方式を選べた株式等の譲渡所得、それが国とイコール、同一の方式になるために、自分にとって有利なほうを選べなくなるという意味では増税になるかと思えます。以上です。

○内田 では、議案第1号からお聞きをいたします。議案第1号につきましては、ちょっと今の増税か減税かというところが、ちょっと明確ではなかったんですが、これは商業地は減税と見ていいわけでしょうか。

○資産税課長 委員さんお見込みのとおり、商業地等につきましては本来5%加算されるところが半分に抑えられるということで、減税という話になると考えております。以上です。

○内田 その商業地ですが、これは定義はどういう定義になってまいりますか。都市計画の上での商業地なのか、別の用途での商業地なのか、商業地の定義というのを教えてください。

○資産税課長 商業地等といいますのは、都市計画上の市街化区域の中の宅地、あるいは宅地といっても住宅地以外ですけれども、商業地の店舗とか、事務所とか、その駐車場とか、あとは市街化区域にある農地、畑とかが対象になります。以上です。

○内田 そうしますと、商業地に対して、住宅地という表現を商業地以外のものは使うんですか。

○資産税課長 住宅地という用語で固定資産税は使っております。以上です。

○内田 そうすると、商業地は2.5%減税となるわけでございますけれども、住宅地は5%で、まずちょっとコロナの影響で、これまで税制優遇措置や減税があったと思うんですが、その年度ごとの経緯というのを教えていただきたいんです。商業地、それから住宅地、それぞれ分けてお示してください。

○資産税課長 コロナ関連の特例は、令和3年度、昨年度から始めたところがございます。昨年度は、令和2年度に比べて税額が上昇する全ての土地を対象に、据置き措置が取られました。今年度につきましては、商業地に絞った形で加算額を半分

に抑えるという措置が取られた。令和3年度と4年度、2年間で初めての特例でございませう。

○内田 コロナの状況が決して落ち着いているわけじゃなくて、物価の上昇という新たな課題がある中で、商業地ではなくて住宅地が5%の適用で、商業地と同じように2.5%とされないというところについては少し疑問があるところでございますけれども、住宅地については国の税制改正の議論では2.5%にされなかったというのはどういう経緯ですか。

○資産税課長 負担調整ですとありますが、この率につきましては税制改正が何回も行われておりまして、直近でいいますと平成18年度に5%という制度改正が決まりました。それから3年ごとに評価替えがあるわけですが、全て3年ごとに延長するというのでこれまで来た経緯がございませう。特にこのコロナ禍の状況でということでもありますので、商業地に特定した減税措置、軽減措置が今年度図られたと認識しております。以上です。

○内田 私は、住宅地についても税制優遇措置が加えられるべきだという立場でございませうけれども、今回の物価高騰については国の税制改正には反映されなかったのでしょうか。経過を含めてお示してください。

○資産税課長 今回の税制改正が決まったのが昨年度末、税制大綱がありました。その際は、いろいろ議論があったとは思いますが、税金という、固定資産税は市税に占める基幹的な税目でありますので、ここは安定的な収入が必要であろうと。市民サービスには安定的な税が必要だろうという議論がなされて、商業地に絞られた特例措置が図られたというふうに認識しております。以上です。

○内田 まずは、商業地に絞ってお尋ねしますが、商業地は全て減税という形になるのでしょうか。上がるということは、増税ということは考えられないということではないのでしょうか。

○資産税課長 商業地の中でも、またこれは負担水準という考え方ございまして、本来の評価額に対する税額の基礎となる課税標準額が占める割合、これを負担水準というんですが、商業地の中でも負担水準が低い方、具体的に言えば60%未満の方を対象に税額が上がる、60%以上の方は据置きが取られています。以上です。

○内田 そうすると、商業地でも増税になる方がいらっしゃるということなんですか。

○資産税課長 商業地の中でも税額が据置き、上がらない方、あるいは税額が上がる方がいらっしゃいます。以上です。

○内田 今度は、住宅地についてお尋ねいたしますけれども、住宅地のほうでは減税になる方と、据置きの方と、増税になる方というのは、どんな感じで分かれるのでしょうか。

○資産税課長 増税と申しますか、もともと住宅地というのは宅地に比べて3分の1という軽減措置がございませう、100平米までは。それ以上の大きい敷地ですと、3分の1ですね。200平米までは6分の1、200平米を超えると6分の1という軽減措

置がございしますので、その負担水準が一定のレベルまでいけば税額は上がりませんし、また住宅地の中でも価格が上昇しているポイントは幾つかありますので、そういった方は税額が上がる可能性はあります。以上です。

○内田 全体を通して、まず商業地のほうは、話が前後しちゃいますが、上がる方というのは何割ぐらいで、何人を想定していますか。

○資産税課長 地価公示価格という国交省が毎年調べている価格、あるいは県が調べている基準値という価格、それから私どもの柏市の独自の鑑定価格が750ポイントぐらいあるんですが、商業地に比べますと、商業地につきましてはおおよそそのポイントの9割以上は上昇していると。それから、今回の対象の筆、筆というのは、土地を1つを筆と呼びますが、対象となるのか4,000筆、私ども課税している筆が21万6,000筆ぐらいございします。そのうちの4,000筆が今回の対象地になります。以上です。

○内田 そうしましたら、住宅地についてお尋ねしますけれども、住宅地のほうは全体で上がる方、下がる方、据え置かれる方の割合と、上がる方の人数をお示してください。

○資産税課長 上がる方の人数は、今はちょっと手元になくて、把握していないんですが、住宅地でも先ほどの鑑定ポイント、750のうちで御説明しますと、大体半分が上昇するポイントがあつて、半分は下落する、価格が下がっているポイントがあると。また、数%ですけれども、横ばいになっているポイントもあります。人数というのはちょっと把握、捉えてはおりません。すみません。以上です。

○内田 住宅地で負担増になる方というのは、金額にするとどれぐらいの税額になるのでしょうか。

○資産税課長 宅地と同じように、負担水準の低い方につきましては、毎年5%ずつ、評価額の5%を加算していくというシステムになっております。以上です。

○内田 金額までは出ませんか。

○資産税課長 ちょっと金額では今捉えておりません。

○内田 議案第1号については、若干の負担増ということが見込まれますので、今後負担が増えないような形で国の税制改正等にも要望はしていただきたいと思いますと思いますが、住宅地につきましては、昨年度と今年度では、いわゆるコロナが蔓延していた昨年と今年度で、住宅地に限ってはどのような違いがあるのでしょうか。昨年度と今年度の比較でお示してください。

○資産税課長 住宅地も先ほど私のほうで御説明しましたとおり、負担水準というのがやはりそれぞれの土地でばらばらなんです。負担水準の低い方は、宅地と同じように5%ずつ税額が上がります。一定程度負担水準されている方、負担される方は税額は据置きと。あるいは価格が下がっているところが税額が下がるという仕組みになっております。以上です。

○内田 ちょっと理解が難しくて申し訳ないんですけども、昨年が税金が、固定資産税が安かった方で、今回の措置によって上がるという方というのが、先ほど言

った半数程度という理解でよろしいのでしょうか。

○**資産税課長** 委員さんお見込みのとおり、ポイントでしかちょっと把握しておりませんが、住宅地の半分は上がる。あるいは半分以上が下落するというので、委員さんおっしゃるとおりでございます。以上です。

○**内田** 続いて、議案第2号、柏市税条例等の一部を改正する条例の制定、市税条例改正案についてでございますが、こちらにつきましてはまずお尋ねしたいのが、住宅借入金控除、住宅ローン控除についてですけれども、控除の金額というのが変動するわけでございますけれども、これは市民の方への影響というのは大体どれくらいあるのでしょうか。何世帯、何人ぐらいがこの控除の変更によって増税となるのか、お示してください。

○**次長兼市民税課長** 対象人数ですが、約2,000人というふうに見ております。令和3年度、昨年住宅ローン控除の適用数が市全体で1万2,000人ほどいらっしゃいます。その中で、令和2年中に取得して、3年度から控除を受けた、いわゆる新規の適用者が1,872名でした。なので、同じぐらいの人数になるかなというふうに見ております。以上です。

○**内田** それと、所得税から引き切れなかった分を住民税に転嫁するというのでございますが、所得税の控除の限度額というのは幾らぐらいになりますでしょうか。

○**次長兼市民税課長** 年末ローン残高のこれまでは1%でした。それが今回の改正で0.7%になるということでございます。なので、個々人、個人個人で年度末に抱えている銀行ローンの残高によって違うので、一律にはちょっと申し上げられないです。以上です。

○**内田** この住宅ローン控除については、若干負担が増になる方が、先ほど2,000人ぐらいいらっしゃるということでございましたけれども、この控除率の変更というのは、今後地方税法の改正等で、また控除率が変わっていくという可能性というのはあるんですか。

○**次長兼市民税課長** そもそも今回の控除率下げた理由は、いわゆる逆ざや対策、銀行に要は借金していたほうが得になってしまうという状況が発生したので、要は銀行の金利が1%、今はるかに下回っていますんで、借りっ放しにしたほうが得、繰上げ返済とかしないほうが得という状況があって、それを見直して0.7%になったということでございます。なので、また銀行の金利が上がってきて1%を超えるようになれば、多分改正という話が出てくるかもしれないです。先ほど資産税課長のほうでも答弁しましたとおり、年末の税制改正の協議を経て地方に下りてきますので、状況を見て変わってくるということだというふうに理解しています。以上です。

○**内田** あと、株式譲渡のほうなんですけれども、これはあれですか、所得税に合わせるという形になっていくんでしょうかね、住民税に合わせるという形になっていくんでしょうかね、どういう推移が見込まれますでしょうか。

○**次長兼市民税課長** 要は所得税と地方税で、やり方、申告の仕方を合わせるということです。どちらかにということではなくて。どういうことかといいますと、こ

れまでは3つ選べていました。そもそも申告をしないよと。前もって源泉されていますので、国の税金と地方の税金源泉されているので、それでよしとして、申告をしないという選択が1つ。それから、あえて申告することによって所得金額を合算して、総合課税で所得税額を計算するという総合課税を選ぶのが2つ目。それから、申告分離、上場株式の配当など一定の所得について、ほかの所得と合算せずに分離して税額を計算する、それが選べたんですが、それを国と地方ばらばらに、国はこっちをします、地方分はこうしますということができたんですが、それをできなくする。どれか一つにするという改正でございます。以上です。

○内田 今回の議案については、減税の側面もございしますが、やっぱり増税の側面というんですか、負担増になる側面のほうも強いと思います。やっぱり地方税法に縛られているから、市町村の判断では、基礎自治体の判断ではなかなか難しいところもあるんでしょうけれども、なるべく税の各控除目において、控除費目において、控除のあらゆる税に対して、市民に負担増にならないような方法を国に対しても要望して、お願いしたいと思います。以上をもちまして私の議案第1区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 まず、1号から伺いたいと思います。今もありましたけれども、改めて伺いたいんですけども、そもそもこの固定資産税、都市計画税の負担調整が導入された、初めてのことなのかどうかということと、目的ですね、もしかすると幾つか目的あるかなと思うんですけど、目的がどうだったのかということについてお示してください。

○資産税課長 この負担調整措置というものが取られたのは、昭和26年にこの税制が創設されましたので、それからの考え方がございました。ただ平成、大きな話ですけど、平成9年にこれまで各自治体でその評価水準がばらばらだったということがあって、国のほうで地価公示価格の7割をめどに固定資産税の価格の目安としないということで税制改正がありましたので、そこで一定の基準ができたわけですけども、平成9年に創設されたその負担水準が、本来の評価額に対する課税を基礎とする課税標準額の割合が、それぞれ各土地でも、各自治体でもばらばらだったということで、土地の価格が急に上がったときには税額が上がらないようにということで、緩やかに税額を上げていくという措置が取られたという経緯がございます。以上です。

○渡部 何か今ちょっと分かりにくかったですね、実は。コロナの影響ですとか、そういうことから急激に上がるとやっぱり負担が大きいということで、今回特別に、令和3年に評価替えで評価額が変わる。だけど、いろいろと厳しいと、特に商業地なんかは営業している人の営業が厳しいと。それで、急激に課税標準額上げるのではなくて、段階的に上げましょうという措置で特別に取られたコロナ対策というのがあって、特別に取られた措置じゃないかなと思っていたんですが、違うんでしょうか。

○資産税課長 この負担調整措置というのが導入されたのは、もう昭和41年に導入

された。そこから負担調整率とかいろいろあって、何回か税制改正があり、負担調整が5%に決まったのが、先ほど答弁しましたけども、平成18年から5%という負担調整が導入されています。それから、これまでずっと継続されてきたという経緯がございます。コロナでの負担調整措置ということではありません。以上です。

○**渡部** 基本的なことをちょっと伺います。そもそも評価額が変わらなければ、税金の負担は特にはない。たまたまその評価替えが3年に1度あって、そのときに評価が非常に高くなっちゃうと税の負担が高くなるから、それを段階的に抑えていきましようということ、評価額が高くならなければ税金も高くなるってことはないということでしょうか。

○**資産税課長** 委員さんおっしゃるとおり、今土地の価格が上がっても税額が一緒に上がるかという、そういう連動していないのがちょっと分かりづらい仕組みになっております。土地の価格が上がったのは、税金が上がればいいんですが、それは納税者の負担増になりますので、そこを緩やかに上げていこうという措置でございます。以上です。

○**渡部** 聞いたのは、評価額が変わらなければ、特に増税にはなりませんよということなんです。令和2年と令和3年が評価替えがあったとしても、評価額が変わらなければ税金は変わりませんよねということ、ちょっと今質問したつもりだったんですけど、聞き方悪くてすみません。

○**資産税課長** すみません、基本的にはそのような形になりますけども、先ほど私のほうから御説明したとおり、負担水準というものがあって、それぞれ土地によって負担水準というものが違いますので、同じ土地の価格の方は同じ税金を払うべきなんですけど、その負担水準がまだばらつきがあるので、負担水準が低い方については評価額が同じでも税額が上がる可能性はあります。以上です。

○**渡部** 非常に難しいなと思っていました。すごい単純ではなくて、いろいろとばらつきがあるから、それを是正していくその過程にあって、これからも評価額が変わらなくても税金は増える可能性もある。非常にその点、やり取りしていても非常に分かりにくいなと思っていました。そもそも評価替えのときに、全く同じ生活をしていても、評価が高くなったら税金が上がってしまう。主には商業地の変動が一番大きいんじゃないかなと思いますけども、じゃ柏市の中で今回上がったところ、下がったところ、変わらないところがあるというふうに、先ほどもありました。そうすると、主に上がる場所は商業地が多かったんでしょうか。住宅地であってもやはり評価額が変わって、引き上がったところも結構あったんでしょうか。先ほど変わったところが大体4,000筆というふうなお話でしたけれども、主にはやはり商業地の変更が多かったんでしょうか。

○**資産税課長** 委員さんおっしゃるとおり、価格の変動、上昇が一番大きかったのはやはり商業地、それから工業地ですね。物流施設のあるような工業地、今需要が高いので、上がっております。それから、駅周辺の住宅地もあるんですが、そこも若干上昇していると。あとの住宅地とかは横ばいとか下落している傾向にあります。

以上です。

○**渡部** 今回柏市のほうの市税の減収は約9,700万円というふうに説明資料ありますけども、市民から見ればそれは負担増であって、特に商業地の場合、景気が回復して、商業者の皆さんの営業が非常に戻っているととても思えないんですね。そのために柏市でも地方創生臨時交付金なんかを使って、例えばいろんな政策を取るわけですね。キャッシュレスの何か12億もその一つだと思います。それは、やっぱり営業を支えていこうという柏市の政策の一つだなと思うんですけども、その一方で税の負担が重くなるというのは、市民から見るとこういう大変なときに税金上げるのかよというふうに、当然私は思えるだろうなというふうに思います。それで、柏市のちょっと全体のことについても質問してみたいなと思うんですけども、例えば固定資産税について、柏市毎年予算のときにその収納率を示しています。別な課になるんですね。その収納率を見れば、例えば令和2年、3年、4年と、収納率は柏市自身が低くなっているのですね。要するに収納率が低下している感じで予算は計上しています。これはなぜなのでしょう。

○**収納課長** コロナの影響により、厳しい納税環境が続くものと見込んで算出しております。また、子育て世帯への10万円の給付金や事業者への事業持続化給付金と生活や事業再建のための給付金を差押え対象から除外するなど、滞納処分を行う際に細心の注意が必要となってまいりますので、滞納処分の件数にも影響が出てくるものと見込んで算出しております。以上です。

○**渡部** 滞納繰越しのほうも、収納率は令和の、例えば3年と4年と比較すると、結構下がっています。これも同じような理由からでしょうか。

○**収納課長** そのとおりです。

○**渡部** 柏市も、実際に厳しく見ているわけですね。市民のほうの暮らし、特に営業のほうでしょうかね、収納率が、固定資産税の収納率低くなるだろうと見込んでいる。そういうときにこの評価額変わって税金が増える。すごく逆行しているように思うんですね。できれば、この負担調整というのが継続されて、令和3年はなかったわけですよ、5%の負担というのが。だから、それを継続、国のほうになりますけども、継続すべきだったろうなと思うんです。国のほうでこの軽減している措置を継続しようというような議論ってなかったんでしょうかね。もし分かれば。

○**資産税課長** 国の地方財政審議会の議事録なんかもちょうと私も見たんですが、やはりまだまだ委員さんのおっしゃるとおり、コロナ禍の影響が大きいので、下げるべき、据え置くべきという意見もあれば、一方ではやはり税収の基幹税なので、税は安定的に確保する必要があるということで、減税措置を取らないほうが良いといった、双方の意見があったとは認識しております。以上です。

○**渡部** ちょうど物価の高騰の時期と重なってしまっているんですよ。だから、ますます本当に市内の、特に商売やっている方は厳しいと思います。ですから、これは専決処分してしまったものです。ものですけども、あと国のそういう税制の改正ですけども、これ今年にとどまらないわけですよ。来年になれば段階的にま

た引き上げられて、市民、負担増になる人は今年の引き上がった分の倍負担するようになる。要するに今年9,700万だけでも、来年になったらその倍、1億9,400万円、令和3年と比較した場合、そういうふうな市民の負担になるということによろしいでしょうか。

○資産税課長 この負担というのは、新しい評価の5%を前年の課税標準額に加算するという、この加算の率が変わっております。単純にその費用で見ますと、9,700万円が増なので、それがなくなれば9,700万円増税という考え方もありますが、全体の考え方とすれば、委員さんのおっしゃるとおりだと思います。以上です。

○渡部 こういった厳しいときに市民に新たな負担を押しつけるものに、やはりちょっと賛成はできませんので、1号については反対をします。

2号なんですけども、よく言われていたのが、今も、先ほどもありましたけども、実際の支払い金利と、銀行から借りている、金利が逆になっている、逆ざやになっていると。その割合なんですけども、いろいろ調べてみると、78%という数字があったんですね。つまり、8割くらいの方が1%よりも低い金利でローンを借りている、だからそこに逆ざやが生じて、返さなくても、むしろローンを組んで借金をしておいたほうが得になるという。これは、実際に柏市においても、こういう8割近くの方がもしかしたらその逆ざやかなということというのは、何か分かりますでしょうか。

○次長兼市民税課長 これは私どもではなくて、会計検査院のほうの調査の数字ですが、平成30年度の決算検査報告によると、平成29年度の数字で、委員さんおっしゃるとおり約8割、78.1%が逆ざやの状態、借入れ金利が控除率を下回っていたという報告がございます。以上です。

○渡部 先ほど示していただいたその2,000人という数字なんですけども、実際にはもう所得税のほうで控除されている。所得税で控除し切れなかった分が住民税に回ってくる。その割合というのは、そうすると1万2,000人くらい住宅ローンを組んで、そのうち2,000人くらいが所得税だけでは引き切れなくて、住民税のほうも控除されるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○次長兼市民税課長 いえ、この2,000人という数字は、新たに住宅ローンを組んで適用を受けるであろう方です。要は令和4年の1月から12月の間に家を買って、銀行ローンを組む方を、毎年2,000人前後なので、2,000人というふうに見込んでおります。先ほどおっしゃられた所得税から引き切れなかった分を住民税から引くという方が実はそれほど多くなくて、ほとんどは所得税のほうで収まっています。15%程度がその地方税に回ってくるということなので、要は85%の人は所得税で収まっているという数字がございます。

○渡部 あと、参考までにちょっと所得についてお伺いしたいんですけども、改正前は3,000万円以下の方が対象だったけれども、改正後は2,000万円以下になる。これはあくまで所得で、商売やっている人の場合にはいろいろ経費引いたりっておりますけども、仮に給与所得者の場合、この3,000万円所得があるという人は、年収に

すると大体どのくらいの年収の人に該当しますかね。

○次長兼市民税課長 手元に資料がなくて、計算しないと分かんないんですが、給与所得で3,000万ということは、収入だと多分5,000万近くになるのかなと思います。ごめんなさい、後で詳しい数字を報告します。以上です。

○渡部 所得にしる収入にしる、相当な金額もらっている人なんだなというふうにちょっと思いました。2号については、10年が13年になるとか、控除率が下がるとか、トータルで見たらちょっとどうかなという部分もありましたけれども、実際には所得税のほうで大体引かれている人が多いということと、やはりある程度お金を持っている人に対するその優遇的な制度でもあったのではないかというふうにちょっと思っています。ある意味もう適正水準になってきている側面もあるのかなと思いついて、2号のほうは賛成したいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号について採決いたします。本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2号について採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 それでは、議案第2区分、議案第5号、令和4年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。本案について質疑があれば、これを許します。質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 議案第5号、令和4年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

ここで、ちょっと10分ほど休憩をいたしたいと思います。

午後 1時43分休憩

○

午後 1時55分開議

○委員長 それでは、会議を再開いたします。

次に、請願を審査いたします。請願第1区分、今期定例会で受理した請願55号、障害者の生活改善についての主旨4を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○渡部 多目的トイレのことについて、まず伺いたいと思います。現在別館はそれぞれ多目的トイレがあるかと思います。あと、公民館のほうも改修していますので、この本庁舎のほう、本庁舎の多目的トイレの今設置状況というのはどうなっているでしょうか。

○資産管理課長 御質問にお答えいたします。現在の多目的トイレの設置状況という御質問ですが、当課、資産管理課のほうで所管しております本庁舎、別館、分庁舎1、分庁舎2、分室1、分室2、分室4、中央体育館管理棟が所管となりますが、そこでの設置状況として、まず本庁舎、本庁舎については1階の市民課横に多目的トイレが1か所、そして別館については委員御指摘のとおり各階に1か所ずつ4か所、その他分庁舎1に1か所、分庁舎2に1か所、中央体育館管理棟に1か所という、合計9か所多目的トイレを設置しております。以上です。

○渡部 多目的トイレって言った場合に、定義が非常に広いんじゃないかなと思います。よく多機能トイレという言い方もしますし、多目的の場合はもうちょっと何か狭いというか、例えば車椅子の方でも利用できるようなスペースがあるのが一般的には多目的トイレという、そういう定義でよろしいでしょうか。

○資産管理課長 多目的トイレの定義といいますか、この多目的トイレの設置に係る法令としましては一般的にバリアフリー法というものがございまして、そちらに基づき、多目的トイレの設置基準というものが国土交通省から示されております。そこでの基準といたしましては、床面積が2,000平米以上である等、一定の規模以上の特別特定建築物を建築する際に、基準の適合を義務づけというところが規定されているとともに、実際のトイレの設置基準といたしましては、内寸寸法、要は2メートル・2メートル程度ですとか、入り口の有効幅ですとか、手すりの設置ですとか、そういう部分が基準として示されております。以上です。

○渡部 だんだん高齢化していきますと、もちろん車椅子の方が楽に使いやすいトイレということもありますけども、例えばシルバーカーを引いて、歩行がちょっと

困難で、車椅子までは行かないけれども、シルバーカーを押して通行、普通に歩けるといふ方もいらっしゃる。そういう方にとって、やはりあのトイレって非常に狭いんですね。そういう方も含めて、やはりゆとりあるバリアフリーのトイレがぜひ増えてほしいなと思います。特に本庁舎は、1階の1か所だけしかないというのは、2階も市民はいらっしゃる、来庁の機会って2階も非常に多いなと思うんですね。ただ、これがすぐに改装できるかなというのも、やっぱり構造上思いますけれども、やはり柏市としてその目標を持っていただいて、大規模改修があればもちろんできるでしょうけど、そうじゃない場合はなかなか難しいと思いますけれども、やはりそういう高齢者、車椅子の方に配慮したバリアフリーのトイレを増やしていく。特に市民が多くいらっしゃる窓口に近いところには、そういうトイレを設置するという方針を是非持ってこれは取り組んでいただきたいなと思うんですけども、柏市自身はそういう方針とか計画というのは今持っていらっしゃるのでしょうか。

○資産管理課長 まず、現状で言いますと、先ほど申し上げたバリアフリー法に基づく国土交通省で示している基準、設置基準というものなんですが、そちらには新築の場合は義務基準というものがあまして、既設の建物については義務基準、誘導基準というような基準があつて、そこで示されている既設の基準に、既設の建物の基準においてはそれぞれの建物に1か所ずつということで、その最低の基準はクリアしているところでございます。

ただし、今後についてなんですけど、やはり市民の方の利便性の向上などを考えますと、また委員御指摘のとおり高齢化のことなど等を考えますと、その多目的トイレのニーズというのは高まってくると思いますので、ただ一方で、これも委員御指摘のとおり、スペース的な問題、施設の老朽化等もあまして、多目的トイレを全て各階に設置するというのは、担当部署といたしましては非常にハードルの高い部分もあると感じております。ただ、そういうものを踏まえても、そういう市民の利便性を考えたトイレを拡充といいますか、設置していくという考えは持っております。以上です。

○渡部 市民の要望は、私やっぱり高いと思います。それで一挙に、もちろん各フロアというのは難しくても、やはり市民が多く利用する階は工夫してやっていこうとかいう、そういうことをぜひ取り組んでいただきたいなと思います。トイレのフックも、トイレによってばらばらなんですね。これって何か、もちろんその強度の問題とかあると思いますけれども、使いやすい位置にフックがなければ使えないわけです。かといって、大きな荷物を床に置くというのも非常に不衛生です。このフックに関しては、何かこう基準というのがないんでしょうか。トイレによってばらばらだなという、ちょっと印象を持っているもんですから。

○資産管理課長 フックに関する基準は、ちょっと私の知るのところでは特に基準というのは示されておりません。ただ、構造上、設置箇所の構造、材質によって、現在上部に、戸の上部にフックを設けておりますが、それは構造上の強度を保つためにかなり丈夫につけているというのが現状でございます。以上です。

○渡部 トイレのドアは、何となく分かるんです。恐らく中が空洞でしょうから、重いものを載せたらフックが取れてしまうというのはまずいと思いますので。ただ、私なんかも背低いですから、ドアのところのフックって、実は手届きません。これもぜひいろんなフックあると思いますし、いろいろと工夫している自治体もあると思いますし、本当に市民の利便性を考えて、フックについても大きさですとか、位置ですとか、それはぜひ検討していただいて、これもぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思います。それで、ちょっと戻りますが、多目的トイレの表示というか、案内なんですけれども、もちろどこにありますよというのは分かるようになってはいますが、何かそれがもうちょっと市民から見て、ここに多目的トイレ、多機能トイレがあるなというのがもう少し分かりやすく表示とかできないものかなって常々ちょっと思っています。これはいつか議会で取り上げられたか何か、議員もいろいろ見に行ったときに、提案した中にたしか入っていたなと思いますけれども、一目で市民がどこに行けばそういうトイレがあるのかということが分かりやすいような表示も、ぜひこれお願いしたいと思います。これ要望で結構です。せっかくトイレの問題がこれ出ていますので、サニタリーボックスでは担当課御努力いただいて、ありがとうございます。ぜひ女性用のトイレのサニタリーボックスも、なるべく早く交換していただきたいなと思います。これも要望でいいです。ですので、この請願はぜひ採択していただいて、市民の利便性が高まるようなトイレをぜひ実現していきたい、そのために議会も応援していきたいなと思いますので、皆さんぜひ採択をお願いします。以上です。

○内田 請願55号の主旨4でございますが、市役所に多目的トイレを整備していただき、各フロアに整備していただきということでございますけれども、今現実的に、大型のトイレですか、多目的トイレを設置できる可能性というのは、私は低層階の2階や3階では、1階がそうなっているわけですので、できると思うんですけれども、今設計技術的に、2階、3階の低層階には設置、工事にハードルが高いという御答弁でしたけれども、それは検討の対象にはできるんでしょうか、お示してください。

○資産管理課長 委員御指摘のとおり、設置する際には大規模な改修工事が必要と想定されます。どこに設置するかということについては、物理的な問題、スペースの確保という点からも可能、不可能ということが出てくるかと思えます。そういう点で、細かい、詳しい検証はまだしておりませんが、今のところはどこが可能性あるなしにかかわらず、多目的トイレを設置する方向になった場合は、どこに設置できるかというところで広く検討していきたいと考えております。以上です。

○内田 請願者の願意としては、各フロアにということでございますけれども、各フロアに整備することになると、私は課題があっても整備はするべきだと思うんですけれども、現実的にどういう方向性というか、課題があるんでしょうか。

○資産管理課長 やはり一番は、課題というと、スペースをどこに確保するかということになります。やはり現在、既存の男子トイレ、女子トイレというところが

ありますので、配管、技術的にも同じ、同様の箇所に設置すべきだ、そして先ほど申し上げたように、ある程度基準が設けられているというところで、スペースを多目的トイレに使わなければいけない。そうしますと、男子トイレ、既存の男子トイレ、女子トイレについても多少減少せざるを得ない。また、ただトイレの設置基準については、一方で事業所としての設置基準が安全衛生法でも規定されておりますので、そこで必要、設置が必須とされている箇所数、基数を確保しなければいけないというところもあって、かなり広い観点で検討した上で、設置の方向性、具体的な設置方法等を広く検討しなければいけないと認識しております。以上です。

○内田 そうすると、構造上の問題よりもスペースが問題だとおっしゃりたいのでしょうか。

○資産管理課長 やはり施設も老朽化して、また既存の、今本庁舎で言えば、非常にスペースが、執務スペースも含めて、スペース不足の現状でございます。そういう意味ではスペースの問題と、もちろんそこには古い建物であるための技術的な問題、両方どちらが多いというわけではなくて、両方とも課題を抱えているということで、両方の課題を十分検討して進めなければいけないと思っております。以上です。

○内田 であれば、方針としては、一応多目的トイレについては全フロアに整備をするという方針は立てていただく一方、現実には、先ほどどこにということではなく、議論したいということをおっしゃっていただきましたけれども、技術的にやっぱり2階、3階は市民の来訪、2階は税の窓口があったり、3階は広報部があったり、2階、3階は市民のニーズが非常に多いわけですので、そこは構造上の問題もスペースの問題も1階とほぼ同じになっているので、まずは段階的にそこから整備するというのが一つの選択肢ではないでしょうか。

○資産管理課長 委員おっしゃるとおり、設置するにしても、まずは市民の方が使いやすい、市民ニーズの高い場所からそのような設置を行うべきだと考えております。以上です。

○委員長 ちょっと委員長から確認します。先ほど内田委員から全フロアに設置する方針だという確認がありましたけど、それは認められたんですか、執行部のほうは。

○資産管理課長 いや、その方針は現時点ではございませんが、今回の請願の結果によってその方向性を検討しなければいけないと考えております。

○内田 私は、さっきちょっと要望を兼ねて申し上げたつもりだったんですが、市としても全フロアに整備していただくという方針を立てていただきたいということを要望として申し上げます。多機能トイレ、多目的トイレでございますけれども、このトイレというのは障害者や高齢者だけが使用するもんなんではないでしょうか。男子トイレ、女子トイレにはなかなか心理的に入りづらい方というものもあると思うんですが、そういう方への配慮というのは必要だと思うんですが、執行部はどう考えますか。

○資産管理課長 この多目的トイレについては、やはり近年といたしますか、LGBTQの方についても利用しやすいトイレということは認識しておりますので、そういう方のニーズといたしますか、障害者の方に限って考えるのではなくて、そういうもう少し広い意味で、設置の目的ですか主旨をちゃんと考えていかなければいけないと考えております。以上です。

○内田 そうすると、やはり全てのフロアに整備をしていくというのは私は必要だと思いますし、気軽に、どんな方でも多機能トイレ、多目的トイレを使用できるという環境を、将来的にとはなってしまうかもしれませんが、整備していくべきだと思いますし、早期に2階、3階部分については可能性はあるわけですから、そこは先行して整備していただきたいと思います。つまり本請願につきましては採択をするべきであることを主張申し上げまして、私の請願55号に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○上橋 現実問題、各フロアに多目的トイレを設置するとすると、職員の皆さんの部屋、働いているところを潰すわけにはいきませんから、今でも狭いからね。そうすると、例えば6階を例に取りましょう。そうすると、今コピーが置いてある通路ですか。コピーを置いてある部屋のあそこの壁をぶち抜いて、そこに仮設でもいいわ、ぼこんと出っ張った建物を附属させることによって多目的トイレのスペースは確保できるんだけど、そういうような改修できますか。

○資産管理課長 そのような工法も、ちょっと技術的な視点でのお答え、軽々にはできないものですから、申し訳ないんですが、工法としては、選択肢として挙げられるんじゃないかと考えます。以上です。

○上橋 正直言って、各フロアというのは無理で、もし私が今言ったような方法を採用しないとすると、3階は女子トイレ、4階は男子トイレ、5階は女子トイレ、交互にすることになれば多目的トイレを造れますよ。だけど、ここの請願、請願者は各フロアに造れと言っているんじゃないでしょうか。そうすると、今のような交互に、男子、女子交互にして、例えば6階を男子にすると、女子トイレを多目的にするということでもできるんですけどね。だけど、それじゃ各フロア造れという請願者の主旨に反することになる。そうすると、最初に私が言ったように、6階の中央公民館側の壁をぶち壊して、出っ張りを、プレハブでも何でもええわ、造ってやるということはできますよ。だけど、そんな見苦しいことはできませんね。と思ったから、請願者のお気持ちは分かるものの、できない。だから、こんなこと言うのは、今さら言うのはあれだけど、耐震補強工事10億円使ってやりましたね、数年前に、何年か前に。ぼんと3年前ぐらい。あれをするぐらいだったら、移転、建て替えをしたほうがよかったなという具合に私は思う。請願者の主旨は、正直言って事実上無理だ。そのときに請願者が主張されればよかったなという気がします。以上です。

○石井 私は、この請願書に対しては主旨は分かるんですけども、構造上、いろいろなことがあって、私は反対ということなんです。それというのは、今までのこういう構造でできていて、新しいものを造る。その設置、各フロア、まず各フロア

できないと思うんですよ、構造上でね。もう建物もこういう古い。だから、1階にはあるんだから、その1階で使用してもらって、あとのところに用のある人は、なるべくそこを使用していただくと。そういう主旨で、これは私は各フロアにやっってくださいというのは、ちょっと。フックなんかは何とかなるかもしれないけれども、この主旨を全部をクリアできるだけの賛成はできませんので、私はこれは反対でいきたいと思います。

○委員長 ほかに意見ありますか。——なければ終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 請願55号の主旨4を採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
挙手少数であります。
よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。
次に、第2区分の審査に入りますが、関係ない執行部の方は退席されて結構です。
あわせて、関係する各課で入室していない人は入室してください。

○委員長 次に、請願第2区分、今期定例会で受理した請願57号、国連の核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書についてを議題といたします。
本件について質疑があれば、これを許します。

○渡部 本当に、この時期大事な請願を出していただいたなと思いました。ロシアのウクライナ侵略については、もう本当に誰もが、こんなことあってはいけないんだという、戦争は絶対駄目なんだという、もう本当に共通の思いを持っていると思います。そういったときに、この核兵器の恐ろしさもまた今回の事態でよく分かり、核を持つロシアが核兵器で脅しをかける、つまり決して抑止力にも何もなっていないということが本当に表れたのではないかなと思います。意見書の提出ですので、私も少し意見を述べさせていただきたいなと思いますけども、この間の柏市議会がオブザーバー参加を求めたり、核兵器禁止条約締約国会議、オブザーバー参加を求めたことに対して、議会が全会一致でそれを採択した。市長が去年の12月ですよ、25日でしたか、速やかにそれを政府に対して求めた。こういった動きは本当に大事なことで、地方から本当に核兵器をなくしていこうという機運を盛り上げていかないと、戦争の危機ですとか、核兵器が本当に使われてしまうのではないかという、そういう不安が非常に広がっているときだからこそ、この請願に対して私は採択をして、国に対して意見書を出すということが求められているなって思います。それで、核不拡散条約のほうなんですけども、これは再検討会議に岸田首相が参加をすると表明しています。今年8月ですね。これも私が知っている限りでは、なかったのかな。過去に首相が参加したことあったんでしょうかね。ちょっとこれ調べ切れ

ませんでしたけども、これも非常に大事な会議で、岸田首相自身が参加を表明したということは非常に大きかったなと思います。ただ、柏市が求めたような核兵器禁止条約の締約国会議に対するオブザーバー参加については、政府は表明をしていません。もうぜひ参加してほしいと思います。ドイツは、参加を表明しているわけですね。批准はしていないけれども、参加は表明しています。やはり、今回のロシアの侵略の事態でも、何が恐ろしいかっていったら、核兵器が実際に使われるかもしれないという、その恐怖だと思います。日本は唯一の戦争被爆国でありますから、やはりそれを使わせないようにするためには、もう核兵器をなくすしかない。なくさない限り、その恐怖から逃れることができないなと思います。柏市が38年前になりますか、平和都市宣言を行って、その中でうたっていることの中には、核兵器の廃絶と軍備の縮小、非核三原則の堅持、あと全ての国に対して核兵器の廃絶と軍備縮小の達成を訴える。今の事態を見たときに、核を共有するだとか、あと軍事力を2倍にするなどということは、柏市のこの平和都市宣言からいっても大きく逸脱していることであって、柏の市議会としては、平和都市宣言をしたその議会の責任として、今政府に対してきちんと声を上げ、意見を述べていくことが非常に大事だなというふうに思います。つくづく核は抑止力にならない、いざとなったら使うぞという脅しに使う、何か本当に一触即発的なことになったら核兵器が使われるかもしれない。広島、長崎のような悲惨な事態が他の国で起こるかもしれない。もしかしたら日本でもあり得るかもしれない。やはり核兵器を全て地球上からなくしていこうというふうに私たちは働きかけて、そういう社会を実現するということが責任ある議会の態度ではないかなと思いますので、ぜひこの請願採択していただいて、政府に対して意見書をきちんと上げて、子供たち、孫たちの未来のために平和の社会を本当に残していきたいなという思いを強くしています。ですので、ぜひ請願への採択をお願いして、地方から国に対してきちんと声を上げていく、そういう柏の市議会であってほしいなと思います。意見ですので、以上です。

○内田 それでは、請願の核兵器禁止条約への調印及び批准を求める意見書の提出についての請願についてでございます。意見を表明する前に、共生・交流推進センターに何点か確認したいことがございます。まず、本市も加盟している平和首長会議において、核兵器禁止条約に対する批准を求めることに対しての現在の動き、これまでの動きについてお示してください。

○共生・交流推進センター所長 平和首長会議の動きでございますけれど、令和2年11月20日に、当時の菅総理大臣宛てに核兵器禁止条約の批准の要請文を發出しております。また、岸田総理に替わられたタイミングで、令和3年11月18日にも同じ内容で批准の要請文を出してございます。また、今月第1回の締約国会議が6月21日からオーストリアで行われる予定ですが、そちらも平和首長会議の会長、広島市長が出席し、初日にスピーチを行うと報道で聞いております。以上でございます。

○内田 当然本市としては、そういった平和首長会議の核兵器禁止条約への批准を求めるところについても賛同しているわけですから、平和首長会議に加入している

ものだと思います。それで、そこまで具体的に政府に踏み込んでいるわけで、本市も加盟している平和首長会議でございますので、やはりそこは尊重していくべきだと思いますし、執行部がそういう平和首長会議と足並みを合わせて国に意見を述べているわけですので、議会としても合わせてこの請願については採択して、核兵器禁止条約の調印、批准を求めていくべきであるというふうに思います。それから、もう一点でございますけれども、これまでの本会議での御答弁ですと、核兵器禁止条約への署名、調印、批准を求めることについては、執行部としては、御答弁では議会と足並みをそろえるというか、請願が採択されれば、意見書が出せれば、執行部としてもそれは声を上げていくということでございますけれども、現段階で共生・交流推進センターとして市長と御協議されている内容で、核兵器禁止条約への批准、署名に対して求めることについては、要請することに対してはどのようにお考えでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 現段階の市の方針としましては、答弁でもさせていただいておりますように、平和首長会議を通して要請していくという方針でございます。以上でございます。

○内田 すみません、3月議会でしたか、議会が意見書を提出するなり、請願が採択すれば、行政としても要請をするというような御答弁があったと思うんですが、もし記憶違いだったら恐縮なんですけど、その確認をお願いします。

○共生・交流推進センター所長 議会のほうで請願が採択されたということでありましたら、こちら執行部のほうも検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○内田 ですので、ここは行政と議会が足並みを合わせて、しっかり核兵器禁止条約の調印書批准を国に求めていくべきだと思います。それで、今ウクライナ情勢がございましてけれども、ロシアによる侵略戦争は大変遺憾なことではございますが、核保有国に対してやっぱり戦争被爆国である日本はしっかりメッセージを発信していくべきだと思うんですね。そのメッセージの一つが核兵器禁止条約への調印、批准であると思っております。現在報道によると、朝鮮民主主義人民共和国が核実験をするのではないかという報道が一時期ございました。これもあってはならないことではございますし、ロシアが核兵器の使用をほのめかしたという報道もございました。これも大変遺憾でございます。また、我が国においてはアメリカとの核共有論なども出ています。そういうところに対してしっかり是正していくという意味では、核兵器禁止条約に調印、批准していくということが各国に対して、核保有国に対してのメッセージを発出できることになると思いますし、またそれが、私は核兵器禁止条約で核を禁止していくんだ、使用も製造も禁止していくんだという姿勢を見せることが、やはり核保有国へのメッセージ、アピールにもなりますし、その国に対しての抑止力、最大の抑止力になっていくものと考えます。当然日本は核を保有してはならないですし、アメリカとの核共有化についてもするべきではないですし、取るべき道というのは核兵器禁止条約にしっかり調印、署名、批准をしていくという

ことが重要かと思えます。先ほど執行部のほうも、行政のほうも、議会が請願を採択すれば、ここは要請を検討するということでもございましたので、ここは足並みを合わせて、日本政府に対して核兵器禁止条約の調印書批准を求めていくべきであることを申し上げまして、私の意見表明といたします。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑、意見はありませんか。——なければ終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 請願57号について採決いたします。
本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手少数であります。
よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。
次に、第3区分の審査に入りますが、関係ない執行部の方は退席されて結構です。

○委員長 次に、請願第3区分、今期定例会で受理した請願59号、アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本件については、所管する担当部署がないため、各委員の意見があればこれを許します。

○渡部 このアスベストの問題って、実は非常に多くの課にというか、またがるんですね。保健所の健康増進課では、アスベストの健康被害の救済給付金、これ柏市が窓口になっています。これ保健所です。それと、環境問題だったら当然環境部、それと建築物に含まれているアスベストということになると、土木、都市部になるんでしょうか。それと資産管理課のほうですと柏市内の公共施設におけるアスベストの使用状況の把握、教育委員会ももちろんあります。これ審査するに当たって、やはり今の柏市における実態というのも実は私は知りたいなと思いました。

それで、資料を求めて、例えば教育委員会のほうからは、学校施設では現在29の学校の61施設にアスベストが使われているという報告書、これ出しているわけですが、その資料をいただきました。その中で分析の必要性があるのが、小学校で5か所、中学校で4か所でした。それで、そのほかに資産管理課のほうでも、公共施設のアスベストの含有については、これは県のほうから、国からなるんですかね、調査が来ていて、それで報告しています。今担当部がということでしたけれども、資産管理のほうで把握しているこの施設について、ぜひちょっと、せっかくですので説明いただければなと思ったんです。資料請求したときのこの結果だけ、先ほど頂いたばかりなんですけれども、全部で144の施設にアスベストが使われているということによろしいのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思うんですけど。資産管理課。

○委員長 委員長から申し上げます。これは、現実にはアスベストが使われているものと、今回の請願の主旨と一致しないと思うんですけど、そこはどういう意図で質問されていますか。

○渡部 アスベストが非常に健康に被害を及ぼすということを分からずにずっと使用していて、安全対策が十分に行われなかった時期があります。その後、危険だということが分かってからも、これ使い続けたんですね。その結果、公共施設も含め、いろんなところに使われています。ですから、柏市の公共施設を造る際、建設する際に、そういった作業に携わった人が現実的にはたくさんおります。実際に、私たちアスベストって今日に見えるところにはほとんどないと思います。大体は、目に見えたところにあるときもありますね。天井とか、吹きつけられていたり、中の構造物に入っていたりしていますので。ただ、今被害を受けている人たちが、過去のそういう建築の作業に携わって被害を受けた、その中には柏市の公共施設におけるアスベストを含む作業も、恐らく私は含まれていたんだろうなというふうに想像します。それは、もちろん公共施設だけではありませんけれども、それで今度は解体をするとき、解体をするときには環境のほうで基準があって、物によって、半径何メートルとか、周りの人にお知らせしなさいとか、それは環境のほうで基準があります。ただ、その作業において、またそういう被害が起きる可能性だってあるわけで、だから私たちは今回のアスベストの、今回は法改正を求めるものですけども、その背景としてどれだけ使われていたのか、そこにどれだけ作業する人が従事していたのかということは、背景としてきちんと把握して想像しながら、これを審査したいなと思ったんです。でないと、本当に、私も実際にいました、70代で亡くなった方。症状が出たのが、もう20年か30年たってからなんですね。アスベストってそういうものなんですね。本当に長い年月をかけて蓄積されて、後からその症状が出て、亡くなった方もたくさんおられる。私の知り合いの方も亡くなりました。そういう被害に対して、やはり国は裁判の中では謝罪をしたわけですが。今健康被害だけではなく、新たに法改正が起きて、給付金が支給されるようになっている。ただ、そこには屋外の作業、これが含まれていないとか、あとは建築メーカーですね。アスベストを使っていたそのメーカーが謝罪をしないと、補償しないと、いろんな問題がまだあるために裁判が続いていて、今回ぜひ議会もこのことを知っていただいて、国へぜひ意見書出してくださいという主旨で意見書が上がって、請願が上がってきています。だから、私たちはそういったことを把握する必要があるし、実際に学校も含め、公共施設にもどれだけアスベストが使われていたかということは、私数聞いたときびっくりしました。学校で29学校の61施設だったかな。そんなにアスベストが使われてたということは、その作業をした人たちが本当に安全だったのだろうか。20年、30年たったときにその症状が出て、大変苦しんでいる。そうしたら、やはり国に対してきちんと意見書を上げる責任は、私は議会にあるなと思ったわけです。その一環として、どれだけ使われているのかというのが、学校は私紹介しましたが、資産管理課が把握している箇所は、市内の公共施設でどのくらいアス

ベストが使われているんですかということをご参考に伺いたいと思いました。

○委員長 執行部からは、委員長に対して所管する担当部署がないというふうに伝わっているんですが、今の渡部委員の質問に対して答弁できる方はいらっしゃいますか。

○資産管理課長 まず、144か所というのが委員から、施設というのが示されて、アスベストを使用している施設数というふうな御発言がございましたが、そうではなく、毎年アスベストの公共施設への使用状況という、年に1回の国からの調査がございました。その調査が、国土交通省から公営住宅等に関する使用状況、厚生労働省から病院等の使用状況、文部科学省から学校施設等の使用状況、その他公共施設の使用状況ということで、所管省庁によって調査が個別に来ている状況でございます。そこで資産管理課は、総務省からの公共施設の使用状況を毎年回答しておりまして、その調査対象となる施設が144施設ということで、144施設がアスベストを使用している施設数ということではございません。以上です。

○渡部 ということは、実際に使っている状況というのは把握はできないということなんでしょうか。これは、あくまで調査対象で、じゃそこで実際に使われているかどうかというのは、そこまでは分からないということなんでしょうか。

○資産管理課長 結論から言ってしまうと、全て把握はできていない。その理由といたしましては、まず石綿障害予防規則に基づく調査、アスベストの使用状況を調べるところを求められているところではありますけれども、その調査が素材によって、目視によるものですか、専門的に材質を取って、成分分析をするものですか、そういう調査が必要なんです。一部まだ調査ができていない施設もあるというのが現状で、ただ調査をしたほとんどの施設については、全てアスベストが使われていたとしても、暴露の防止措置を取っていたり、撤去をしていたりということで、ほとんどの施設がそのアスベスト対策については行っているのが現状です。以上です。

○渡部 かつて柏市が市営住宅にアスベストを使っていて、これNHKでしたかね、報道されたことをきっかけにして市営住宅の調査を行ったということがありました。市営住宅は、もちろん古い住宅ですので、それを解体するときなどは飛散してしまったり、本当に今の環境省が、環境のほうでつくったその基準に本当にのっとって作業をやらないと大変な事態になるなどは思います。このアスベストは本当に罪深いもので、家族までも巻き込むようなものですね。本人だけではなくて、作業服についていたら、それを家に持ち込んで、それを吸った家族も健康被害に遭うとか、それがいまだに続いていて、これからもこれは増えてくるだろうというふうにも言われています。それで、国が裁判でやっと謝罪をして、一つ新たな法律もできたということでは大きな前進だと思いますけれども、これがやはり全ての人を救済するような形にはなっていませんし、この被害の状況というのはこれからも生じてくることになるし、やはり漏れなくつくっていく必要があるなというふうに思っています。アスベストの健康被害救済のほうは、保健所窓口になっていますので、これ

まで何人くらいの方が申請来ましたかというふうにお尋ねしました。5人ほどですというふうにおっしゃっていました。この5人の方は、新たな法律に基づいても給付金を受け取る対象になる可能性もあります。両方受け取れたりするんですね。ただ、屋外作業が除外されているとか、本当にメーカーのほうの責任がきちんと問われていない、謝罪もしていない、ここは非常に大きいことだと思いますので、やはり柏の市議会としても、メーカーの責任もきちんと求めていく、屋外作業をしていた人もちゃんと対象にしていく、そういった方向を救済をしていく必要があると思うし、請願についてはぜひ採択をしていただいて、本当に柏市内でも苦しんでいる人がたくさんいるわけです。該当しない人もいます。裁判に参加した人もいた。そういう現実を見たとき、やはり市議会としてもこの請願採択して、ぜひ救済をしていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。そのことを主張して意見を終えます。

○内田 それでは、議題となっております請願59号、アスベスト被害の救済に関する法律の改正を求める意見書の提出についての請願について意見を申し述べます。ここは、あまり多くを語るつもりはございませんけれども、やはりこのアスベストの被害というのは、まだ全貌が明らかになっていないということがございますし、この全貌が明らかになっていない中で、やはり企業が責任を取らないとか、企業が負担をしないとか、そういうことというのは極めてまずいことだと思います。公害にしろ、産業被害にしろ、薬害にしろ、これは国と、それから企業側が双方責任を負うというのが、私はこれは良識的なものだと考えてございまして、とすれば企業側もやっぱり一定の責任を負うべきだと思います。それで、もう一つ疑問なのは、やはり線引きでございます。屋内労働者と屋外労働者で線引きがされているということは、これ分断を招いてしまって、これはあまり望ましくないことだと思います。やはり屋外でも、冒頭申し上げたように、屋内であっても屋外でも、アスベスト被害についてはまだ全てが明らかとなっているわけではございませんし、全容、全貌が見えているというものでもございませんので、ここにやはり屋内と屋外で線引きをしてしまうのではなくて、全ての人がやっぱり救済されるようにしていく、やっぱり施設整備をしていくべきだろうと、このように考え、本意見書の提出を求める請願への採択を強く求めるものでございます。以上で意見表明といたします。

○石井 私これアスベストは、まずこれ昭和47年頃だっけか、アスベストを使用禁止になったの。その前は、全建築物に使われていると思っています。全部の。ただ、今市の施設で144と言ったけど、壊してみないと分かんないところいっぱいあるんですよ。だから、その144というのは市の施設だけで。ただ、たまたま壊すと出てきたりもするんですよ。だから、私は昭和47年か48年だと思うんですけど、それ以降は使っていないと思います。その前には使っているのは、まずアスベスト全部あると見るのが本当だと思います。47年か48年頃だと。昭和ですよ。それで、さっき中皮腫に、これ20年、30年、私もこのアスベストは使ったことがあります。だから分かっているんですけど、私はたまたまなっていないからあれなんだけど、その企

業になると、全部。国では今、去年ですか、最高裁で、裁判の結果、救済に入るようなことを言っていますよね。だから、私はなった人には悪いけども、私もアスベストを使ったことがあるもので、中皮腫になった人を国が救済していると思うんですよ、去年の最高裁の裁判結果では。だから、ここで言う主旨に対しては、ちょっと私は賛成できません。

○上橋 結論から言うと、私はこの請願には賛成する。ただ、私も、石井委員も言っておられたんだけど、私も窓開けると、目の前にアスベストがあります。あつて、もう距離にしたら、2メートルぐらいもないんですけどね。ただ、アスベストはアスベストで、アスベストは放射能じゃないんですよ。放射能だったら、そこであると飛んできますけど、窓閉めたとしても放射能は飛んできますけど、アスベストは何か網みたいなのでも覆われていて、飛散しないんですよ。アスベストが吹きつけられたものも現状では飛散しないので、飛散しない限りはアスベストの健康被害は出ません。もし出るものなら、私なんかとっくにもう肺がんで死んでいますからね。もう2メートルも距離がないんだから。ただ、解体するときは注意してやらないと吸い込む危険性があるんで、今皆さん言われたように、どこにアスベストが使われているか、まだ分からない部分があるという、これは早急にちゃんと注意して、決してアスベストがあることを知らないで解体してしまったということがないようにしなくちゃいかんので、そこは庁舎管理している方はちゃんと調査してください。ただ、アスベストがそばにあるといっても、放射能と違うんで、被害は出ません。出るんなら、私なんかとっくに死んでます。だから、そこまで恐れるものではないものの、解体に備えて十分注意する必要があるし、私も既にこれはアスベスト吹きつけたときあたりに、アスベストを吸い込んで被害を受けた人たくさんおられるわけだから、これはやっぱり国の責任として、強く企業に対して賠償金を拠出するように言う必要があるという主旨で、私はこの請願には賛成いたします。

○渡部 今もちろんその解体のときに十分注意しなきゃならないと、これは当然です。ただ、心配されるのは大規模災害なんかで建物が倒壊したり、飛散する可能性というのはあるんですね。そういう危険性があるということと、あと本当に企業の責任という点では、他の国ではもう使わなくなっているけども、まだなおこれ多分安い建材だったんだと思います。安上がりだったんだと思います。日本は、使い続けてきたということがあったと思います。その企業の責任というんですか、本当にその将来のことを、健康被害のことを考えずに、企業がそういったもうけの論理で使い続けた。他の国ではもう使っていない時期にですね。そういう意味での企業の責任というのはあるし、恐らく被害者の皆さん、お金もそうですけれども、もちろん生活のためにですね。だけど、謝罪をしてほしい。原発事故と同じような、この間東京電力が初めて謝罪しましたけども、面と向かってじゃないけど、取りあえず謝罪しました。謝罪の言葉がないということに対しての怒りはあると思います。それは、いろんな公害ですとか薬害とか、みんなそうだと思いますけども、そういうことも含めて求めているなと思いますので、ぜひそういう点でも気持ちを変えていただけ

ればなと思います。

○内田 再度の意見表明でございますが、先ほどの1回目の意見表明でも申し述べたとおり、このアスベストに関しては全貌、全容がやっぱり明らかとなっていないというのが実態なんですね。その場合は、やはり予防原則に立つべきだと思います。予防原則に立ったときに、これは国の責任だけではなくて、やはり企業の責任というの也被問われるべきものであるし、屋内、屋外で線引きをするものではないということは、予防原則からすると当然のことだと思いますので、法律の改正を求めることを再度お願い申し上げるところです。以上で2回目の意見表明といたします。

○委員長 ほかに意見はありますか。——なければ終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 請願59号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了しました。

次に、専決処分について議題といたしますが、報告に関係ない方の執行部の方は退席されて結構です。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

では、報告をお願いします。

○債権管理課長 令和4年6月3日付で報告をいたしました専決処分についての2番、訴えの提起、そのうちの1番について御報告いたします。本件は、国民健康保険料及び介護保険料の滞納者につきまして債権管理課が移管を受け、滞納者の勤務先である相手方へ給与差押えをしていた案件でございます。令和2年4月の移管後、相手方が差押えに応じて17万円ほど納付はしたんですけども、その後納付がされなくなったことから、未払いの給与等及びそれに係る遅延損害金の支払いを求める訴えの提起をすることとし、令和4年5月11日付で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。訴えを提起した裁判所ですけれども、松戸簡易裁判所、相手方は記載のあります通り有限会社高梨興業です。登記簿によりますと、所在地は柏市戸張1154番地で、土木工事、とび工事、塗装工事等を目的としている会社です。求める判決は、未払いの給与等差押え金112万1,680円、それから遅延損害金の支払いを求めているものです。訴えを提起するに至った主な経緯ですけれども、令和2年4月に移管を受けまして、同時に弁護士に納付交渉、納付

相談を委任いたしました。けれども、連絡が取れなくて、その年の9月に市は給与差押えを行いました。その結果、令和2年の9月に支払う分、それから10月に支払う分ということで、それぞれ7万円ずつ納付があったんですけども、その年の12月分、3万円を支払ったのを最後に納付が途絶えてしまいました。その後、昨年、令和3年4月以降、私どもから何度も連絡をしましたがけれども、応答はありますけれども、支払いがされないと。そういった状況が続きましたので、納付交渉による解決は期待できないというふうに判断をいたしまして、未収債権の適正な管理、回収のため、やむを得ず訴えを提起するに至ったものでございます。先ほども申し上げましたとおり令和4年5月11日付で市長決裁を行いました、5月19日に裁判所に訴状を発送しました。第1回の口頭弁論は来月、7月6日に予定をされております。報告は以上です。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○内田 何点か確認させていただきますが、この法人、企業のほうから個人の方には、給与が差押えされているということでございますけれども、実際のところ給与の支払いというのはあるのでしょうか。

○債権管理課長 ごめんなさい、お尋ねの趣旨は、その相手方が従業員に給与を支払っているのかということですか。実際に給与支払い報告書など見ますと、この会社に勤めていて、給与を支払うことになっているということで、給与差押えをしたものでございます。

○内田 所得というのは、どれくらいになるのでしょうか。あわせて、この方の年齢と、年金収入があるかどうかの有無も教えてください。

○債権管理課長 まずこの方、収入、年収が令和3年あるいは令和2年の時点では毎年300万円程度の年収がございました。それから、年齢は60代後半ということですので。以上です。

○内田 すみません、60代の後半ということは、年金の支払いというのはあるのでしょうか。

○債権管理課長 年齢からしますと、年金を受給できる年齢ではあるんですけども、ちょっと市のほうでそういった年金を受給しているという記録がございませんでした。以上です。

○内田 相手方は法人ということでございますが、この個人の方に給与を支払われなくなるということも一方ではございますので、この個人の方の生活状況について、生活苦にあったのかどうか、把握していれば教えてください。

○債権管理課長 本人と話ができた時期もあるんですけども、特にそのときに生活に困窮しているというようなことはなかったということでございます。以上です。

○内田 あと数点、すみません。この方は、何か疾病を抱えていらっしゃいますでしょうか。

○債権管理課長 特に病気あるいは借金とか、そういったことがあったということではないというふうに聞いております。以上です。

○内田 あと、今回訴訟を提起して、判決が出てまいりますと、それでもこの企業から本市に対して支払いがなかったと、給与差押え分の支払いがなかったという場合、この業者の取引事業者は何か影響はございますでしょうか。

○債権管理課長 この相手方が、もし判決が下って、それでも支払わないとなった場合に、この会社の取引先に対して、この相手方の会社が何か債権を持っているとか、そういうことであれば、その債権の差押えの手続を申し立てるということになると思います。以上です。

○渡部 これ有限会社ですけれども、現在は例えば保険なんかは、社会保険なんですか。

○債権管理課長 この方なんですけれども、会社に勤めているので、社会保険に入ってもらえればいいんですけれども、そういった義務があるんだらうと思うんですが、実際のところは入っていないということでございます。以上です。

○渡部 よくこういう案件出てくるときに、会社に勤める前の国民健康保険料が滞納になっていて、会社に勤めて社会保険になって安定して、それで給料からだんだん払ってもらおうというケースもあったと思いますけども、この当該の人は、ずっと国保で、会社は社会保険に入っていない、国保は自分の要するに国保に入っていて、それがずっと滞納していたということなわけですね。

○債権管理課長 委員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○渡部 よく柏市が返済求める金額と実際の滞納額に違いがあったりするときあるなと思うんですけども、この112万というのが滞納している国保料、介護保険料で、それに伴う延滞金の総合計がこの金額なんですか。それとも、もうちょっともしかしたら滞納している額があるんでしょうか。

○債権管理課長 実際のこの方の滞納額はもう少しございます。合計で、今日現在で167万1,860円ということでございます。訴訟の提起した金額が112万1,680円ということで、委員のおっしゃるとおり差が生じているんですけども、それは令和2年の9月に差押えをしたまでの金額、会社がプールしてあるはずのお金を払ってくださいということで訴訟を起こしていますので、それ以降の分については実はもう一回、今年の3月ですかね、差押えをしている分がございまして、滞納額全額の支払いを求めているものではございません。以上です。

○渡部 会社に引き続き勤めていて、接触が取れないというのが、何かちょっと分かりづらいんですね。接触、令和2年のときには支払いがあったわけですよね。接触を、会社に勤めていれば、要するに接触取れんじゃないのみたいにちょっと思っちゃうんですけども、そこが何で接触取れないのか。それで、いろんなもしかしたら状況を抱えているかもしれない。それによっては分納なんかも、話をしなければ分納の手続にもいかないわけですよね。実際には、だから本人ではなく、その会社に対して支払いを求めているわけですよね、柏市としては。だから、会社も存在してれば、会社とだって話が出来るんじゃないかなと思うし、その本人がそこに勤めているのであれば、本人との接触を取るということは、まだまだ柏市とし

てできるのではないかなってちょっと素朴に思ったりするんですが、どうなんでしょう。

○債権管理課長 会社と全く連絡が取れないということではなくて、会社とは連絡は取れるんですね。弁護士が連絡取ったときに、ちょっと取れなかったということはあったみたいですけれども、連絡が全く取れないわけではなくて、経理の担当の人が途中で替わってしまって、それまではある程度納めてくれたりしたこともあったんですけれども、途中で替わってしまったと。その方が、後の人が、細かい話になっちゃうかもしれないですけども、日本人ではなくて中国人の人が経理をやっていると。よく分からない、難しいことはよく分からない、引継ぎを受けていないというようなことで、ちょっとらちが明かない、話をしてもらちが明かないというような事情があって、じゃということで、代表取締役の社長さんとも話をしたんですけれども、高齢ということもあって、やっぱりよく分からない。訴訟なら訴訟でやってくれみたいなことをおっしゃっているような状況です。ですので、もうこれはちょっとやむを得ないのかなということで訴訟に至りました。以上です。

○渡部 詳しく全部は分かるわけではないんですけども、ちょっとやむを得ないのかなという気がします。相手側に理解する力とか、理解しようという気があれば、少しずつでも払うなり、お給料からよく天引きしているわけですから、そういう措置もできるんだろうなと思いますけども、なるべく話合いの機会を持って、訴訟というのに、踏み切ったことでまた新たなその一歩踏み出せるのかなと。別にその会社を苦しめるとか、滞納している本人の生活を脅かすとか、そういうことではなく、本当に丁寧に取り組んでいただいて、うまく解決されるといいなと思いました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読をいたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催

することと決定いたしました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議いたします。委員会の開催及び開催日程について、いかがでしょうか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 委員長に一任という意見がありましたが、それでよろしいですか。積極的に開いてくださいという意見もありました。——それでは、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等を含め、正副委員長に一任願います。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後 3時09分閉会